

「資源の持ち去り対策（案）」について

平成21年9月15日

足立区議会 議員様

東京都足立区保塚町6-13

古紙回収無償化協議会

代表 松沢政光



03(3885)1801

東京都中央区銀座7-2-22 同和ビル

田賀法律事務所 03(3573)1791

上記代理人 弁護士 小林喜浩



*古紙回収無償化協議会は、足立区で古紙回収業を行なう業者が中心となって設立した任意団体です。有限会社松沢紙業、株式会社丸忠、株式会社川鈴など、合計145の会社・商店で構成されています。

記

1 足立区は、ごみ集積所に出された資源（古紙、アルミ缶など）の持ち去り行為について、持ち去り禁止に十分な効果を上げるためとして、廃棄物の処理及び再利用に関する条例を改正し、罰則規定を設けようとしている。しかしながら、かかる施策には重大な疑義があるので、以下、意見を申し述べる。

まず、持ち去り行為と称されるものは、他ならぬリサイクルの一環である。持ち去った物は廃棄されるわけではなく、資源物としてリサイクルの環に乗る。リ

サイクルの目から見た場合、リサイクルの主体が行政か民間業者かの違いがあるだけであって、それが反社会的行為であるかのように見ることは誤りである。

2 次に、費用対効果をみる必要がある。

行政が資源物の回収を自ら行なった場合、果たして幾らの費用がかかるであろうか。人員の手配や回収車両の用意等で、回収にはただならないコストがかかっている。回収した資源物を売却することにより、コストは一定の限度で回復されるが、それでも、売却代金よりも回収コストの方が高額であることは明らかであり、行政回収は、すればするほど赤字であることは明白である。資源物回収を行なわざ、民間がやれば、売却代金は税収として入らないが、回収コストも全くかからないから、全体としてみれば、プラスである。

3 第3に、上記の意味で、行政回収をしない方が足立区にとっては経済的にプラスであり、区民とってもその意味で税負担は軽くなるが、そのことを、足立区は区民に対してどれだけ説明しているであろうか。

足立区は、資源の持ち去りに対しては区民から多くの苦情が上がっていると主張する。苦情が果たしてどれほど上がっているかも疑問であるが、仮に事実だとしても、足立区は、区民に対して、「持ち去り行為」がなされた方が、区の経済的負担は軽くなり、その意味で区民の税金も安くなる、或いは別の分野に区の財源を投下できるということを十分に説明しているであろうか。資源の持ち去り行為は、客観的に見れば、足立区の経済的負担を軽くする行為であり、足立区民の税負担をやわらげる行為である。その事実を、足立区は区民に対して十分説明しているであろうか。区民の多くは、資源の持ち去り行為によって足立区は損害を被っていると誤解している。一定の価値ある資源物が持ち去られ、足立区はその分の財産的損害を被っていると勘違いしている。しかし、事実は逆であり、持ち去り行為が多ければ多いほど、足立区は回収業務を行なわずに済むのであり、足立区ひいては区民にとってプラスなのである。

今、多少の苦情があがっているとしても、それは事実を知らずして形成された

苦情である。足立区は、行政回収にコストを投下するのではなく、事実の啓蒙に行政資源を投下しなければならない。

なお、足立区は、区の回収コストについては区のホームページに掲載していると主張する。しかし、かかる弁舌は到底受け容れ難い。事実、足立区民が、区のホームページを見て、回収コストを知った上で意見表明しているであろうか。また区は、具体的に、数字を掲げつつ、それでも行政回収は必要との説明をしたことがあるであろうか。足立区は、行政回収の必要性を指摘するときは、具体的に、回収費用は幾ら、資源物の売却代金は幾ら、差し引き幾らの赤字であるが、なお行政回収を行なう必要がある、そのように説明しなければならない。行政回収が必要との前提に立つのではなく、無色中立の立場で、そのような赤字であるが区としてはいかがすべきかと区民に問い合わせなければならない。

4 第4に、足立区は、行政回収について、果たしてどれだけのコスト意識をもっているであろうか。行政回収を行なう際には、徹底したコストの削減意識が必要である。前述のように、資源物の売却代金は、資源物の回収費用よりも確実に低額であり、確実に赤字事業である。そこにおいて、少しでも赤字を減らすには、回収業務の委託は随意契約ではなく、入札でされなければならない。しかし、實際には、様々な理由をつけて委託は入札方式ではなく、随意契約でされている。足立区の赤字が増える所以である。入札制度すら導入できないのであれば、行政回収などは実施すべきではないと言える。

5 第5に、民間でできることをなぜ行政がするのかという疑問がある。

資源物のリサイクルについては、今、「持ち去り」という形で、民間により無料で行なわれている部分がある。行政がなにもしなくとも、費用をかけずとも、民間の力でリサイクルが実行されているのであるから、これは本来喜ばしいことである。もちろん、資源物の価格が暴落するなどして、民間によるリサイクルが実行困難となった場合、行政はその責任として行政回収を行なう必要がある。その時のために、最低限必要な行政回収を持続させることには意味があるかもしれません

いが、ただ徒に闇雲に、行政回収を実施し続けることは行政の無駄以外の何者でもない。

6 第6に、行政回収を行なう積極的理由付けが希薄である。

足立区は、持ち去り行為を規制すれば、回収経費が増加することを認めている。しかしその上でなお、区民が集積所に出した資源を持ち去る行為は禁止すべきとしている。

しかし、足立区は、なぜ禁止すべきだと考えるのか、そこが問題である。区民が区の回収ルールに沿って出したものである以上、区の物であり、区が回収すべきだと考えているかのようであるが、そこには論理の飛躍がある。区が、民間業者による任意の回収（持ち去り）に委ねるという方針で、集積所に資源物を出させてもいいはずである。民間事業者に自由に持ち去らせるという前提で、資源物の日を決め、区民に協力を求めてよいはずである。そのように広報し、区民の意識をそのように改めることはいとも容易である。

7 最後に

真のリサイクル社会を実現するためには、行政が無駄な税金を投入してリサイクルを試みてはいけない。行政にしかできないリサイクルを担うために、行政は、民間ができるリサイクルに介入すべきではない。

「持ち去り行為」は、一般市民に対して、確かに一定の不快感を与えるときがある。「持ち去り行為」を行なうのは、社会的に下層といわれる人々が多く、その身なりはみすぼらしい。その行なう行為は、資源物とはいえゴミ集積所に出された物を拾い上げる行為である。一般市民が嫌悪感を抱いてもやむをえない側面がある。

しかし、彼らが行なっていることは、間違なくリサイクル行為である。いかに不快感・嫌悪感を与えようとも、彼らは間違なくリサイクルの一環を担っている。行政がそこでとるべき態度は、彼らがリサイクルの一環を担っていること、それにより行政ひいては区民の経済的負担が大きく減じられること、を知らしめ

ることである。一部の心無い一般市民の声に乘じ、取締りを厳しくすることは誤りである。

足立区は、安定的な資源回収システムが必要との口実に逃げてはならない。足立区は、資源価格の下落時に集積所に資源物があふれた、現在も回収効率が低い段ボールは持ち去られない傾向にあるなどと指摘し、安定的な資源回収のためのシステムとして、行政回収が必要であるとしている。

しかしながらそこにも論理の飛躍がある。はたして、安定的システムが必要だとしても、現在のような大規模な行政回収は必要であろうか。当面予想されない、資源物価格の下落時を見込んで、民間の自主的回収を刑罰を以って抑制することが果たして合理的であろうか。現時点でも、資源とならないいわゆるゴミは、行政回収に委ねるしかなく、実際に行なわれてもいる。今のような形で資源物について行政回収を実施しなくとも、安定的な資源回収システムは十分構築できる。資源価格の下落時にこそ、行政回収は発動すべきである。

以上、いわゆる「持ち去り」行為を、刑罰を以って抑制することは誤りである。

以上